

釧路地域4市町 合併協議会だより

釧路市・阿寒町・白糠町・音別町～魅力と活力あふれるまちづくりを目指して～

- ◆編集・発行 釧路地域4市町合併協議会
- ◆所在地 〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地
TEL 0154-31-8580・31-8781 FAX 0154-22-7060
- ◆ホームページ <http://www.kushiro-gappei.jp>
- ◆Eメール 4shityo@kushiro-gappei.jp

第2号
平成16年9月1日発行



合併期日などが承認された第2回協議会

第2回協議会を開催

新市誕生は平成17年10月11日

去る8月4日に第2回釧路地域4市町合併協議会が釧路市内で開催され、「合併の方式」、「合併の期日」など3項目の合併協定項目についての協議が行われ、それぞれ承認されました。

また各小委員会で検討を進めてきた「新市建設計画(素案)」や「調整方針修正案」などについても報告があり、それぞれ承認されました。

第2回協議会は74名の委員の出席のもと開催され、合併協議の基本となる「合併の方式」「合併の期日」、「新市の事務所の位置」の3つの合併協定項目についての協議が行われ、「合併の方式」については「新設合併」、「合併の期日」については「平成17年10月11日」、「新市の事務所の位置」については「現在の釧路市役所の位置」とすることを、それぞれ承認しました。

次に、関係の6つの小委員会から、住民サービスや行政制度などの違いの調整方針に

ついて、6市町村検討時から
の状況変化等を勘案して、見
直しを終えたもの(調整方針
修正案)について順次報告が
あり、行財政小委員会 90項目、
住民生活小委員会 172項目、健
康福祉小委員会 169項目、産業
経済小委員会 141項目、都市環
境小委員会 214項目、教育文化
小委員会 194項目の計 980項目
について承認されました。



第2回協議会の結果

報告事項

◆各小委員会の開催状況について

7月に開催された8つの小委員会の開催状況について報告がありました。

◆合併協定基本4項目について

新市建設構想小委員会から合併協定基本4項目（方式・期日・事務所の位置）の検討状況について報告があり、「新市の名称」の検討に当たっては、協議会だよりやホームページなどを通じ、住民の意見を反映させる手法を盛り込むことを承認しました。

◆新市建設計画（素案）について

新市建設構想小委員会から、「新市建設計画（素案）」について報告があり、承認されました。今後、北海道と素案をもとに協議を進めていくこととなります。

【新市建設計画（素案）に関する質疑応答・意見】

●今回の素案だけでは、新しい地域発展の要素や施策が分かりにくい。今後、目で見て分かるような

資料は検討されていくのか。／（事務局）現在、4市町の主要事業の調査を行っており、今後取りまとめられる「附属資料」の中で検討していきたい。

●合併特例法の改正で認められた

地域自治組織について、現在、どの程度まで協議が進んでいるのか。

また関係資料は、担当の小委員会だけでなく全委員にも提供していただき、全体協議会の場でも議論できるようにしてほしい。／（事務局）最近ようやく法案改正を踏

まえた関係資料の検討が終わったところである。順次、担当の委員会に資料を提供し、協議を進めて

いきたい。（会長）資料を提供させていただき、各自治体で地域の声を

を将来反映させる一番良い方法についての考えをまとめていただきたい。各自治体の意見を踏まえ

ながら十分に協議していきたい。

●総合体育館は現在の位置より奥まったところに建設されると聞いているが、合併の目玉施策として、

着工を延ばしても空港周辺の利用しやすい地域に変更することはできないか。

／（会長）釧路・根室圏で唯一、全道・全国大会を開催できる施設として設置していきたい。国の新規補助採択が極めて難しく、大規模運動公園の継続事業として要望していく以外方法がないことから、ご理解をいただきたい。

◆調整方針修正案について
関係の6つの小委員会から、調整方針修正案980項目について報告があり、承認されました。

【調整方針修正案に関する質疑応答・要望】

●情報公開条例や個人情報保護条例など行政と住民との関係に関わる条例については、それぞれの市町の条例を比較検討し、より良いものを作っていくって欲しい。

●18年度に向け農協合併の協議が進められているが、市町村合併の枠組みの変更による影響があることも想定されることから、新市誕生後も農協合併がスムーズに進むようお願いしたい。

◆合併重点支援地域の指定について
4市町から北海道に申請を行っていた合併重点支援地域について、

7月21日付けで指定を受けたことの報告がありました。

合併重点支援地域の指定

合併重点支援地域とは、合併に向けた検討や協議などが円滑に進められるよう、関係市町村の申請に基づき、都道府県が指定する地域です。当

地域では、7月21日に北海道知事から指定を受けています。

この地域の指定を受けることにより、合併前の公共施設に対する財政支援（合併推進債）や国の市町村合併支援プランに基づく支援などを利用することができるとなります。

また道内では、この地域を含め、7月末現在で31の地域で合併重点支援地域の指定を受けています。

◆合併の方式について（合併協定項目番号01）
「対等の立場」での合併議

協議事項

◆合併の方式について（合併協定項目番号01）
「対等の立場」での合併議

論を進めてきていることから、「編入合併」ではなく、「釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する『新設合併』とする」ことを承認しました。

◆合併の期日について（合併協定項目番号02）

合併の準備期間、住民生活への影響、3連休中の電算システムの移行テストの実施などを考慮し、「平成17年10月11日とする」ことを承認しました。

◆新市の事務所の位置について（合併協定項目番号04）

現在の施設の有効利用や施設の規模などを考慮し、「現在の釧路市役所の位置とする」ことを承認しました。



地域自治組織のことなど様々な質疑が行われました

合併協定項目

- 「合併協定項目」とは、「合併の期日」や「新市の名称」などのように合併に当たって必ず決めておかなければならない事項や、「議員の取扱い」や「新市建設計画」などのように合併特例法に規定されている事項、また住民サービスや行政制度などの違いの調整方針に関する事項など、合併の前に調整をすましておくべき事項として、合併協議会の中で協議していく項目をまとめたものです。当協議会では、他の協議会の例などを参考にしながら、次の25項目について協議をしていくこととしています。
- 01 合併の方式
 - 02 合併の期日
 - 03 新市の名称
 - 04 新市の事務所の位置
 - 05 財産・基金の取扱い
 - 06 議会議員の定数及び任期等の取扱い
 - 07 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い
 - 08 地方税の取扱い
 - 09 一般職の職員の身分等の取扱い
 - 10 地域審議会の取扱い
 - 11 新市建設計画
 - 12 特別職の身分等の取扱い
 - 13 条例、規則等の取扱い
 - 14 組織・機構の取扱い
 - 15 行政委員会の取扱い
 - 16 附属機関等の取扱い
 - 17 一部事務組合・公社等の取扱い
 - 18 公共的団体等の取扱い
 - 19 使用料、手数料等の取扱い
 - 20 補助金、交付金等の取扱い
 - 21 字名・町名の取扱い
 - 22 慣行・顕彰の取扱い
 - 23 保険事業の取扱い（国保、介護保険）
 - 24 消防防災関連事業の取扱い
 - 25 その他主要な事務事業の取扱い（ごみ・し尿処理などの環境衛生分野、障がい者・高齢者福祉や保健医療などの保健福祉分野、都市計画や上下水道などの都市計画分野、学校教育や社会教育などの教育文化分野など）
- 24項目に分けて協議します。

新市ひと口メモ

●面積：2,136平方キロメートル

全国でもトップ3に入る面積の市となります。大阪府や香川県をしのぎ、ほぼ東京都に匹敵する面積となります。

順位	都道府県	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
43位	神奈川県	8,489,974	2,415.4	3514.9
44位	沖縄県	1,318,220	2,271.3	580.4
45位	東京都	12,064,101	2,186.9	5516.5
	新市	212,925	2,136.1	99.7
46位	大阪府	8,805,081	1,892.9	4651.7
47位	香川県	1,022,890	1,875.9	545.3

※人口は平成12年国勢調査の数字です。

●人口：2007,569人

平成17年度の人口見込みです。年齢階層別では、出生率の低下や平均寿命の伸長により、高齢者人口（比率）の増加が見込まれます。

単位：人

区分	12年度	17年度
年少人口 (14歳以下)	30,070 (14.1)	27,349 (13.2)
生産年齢人口 (15~64歳)	146,182 (68.7)	136,857 (65.9)
高齢者人口 (65歳以上)	15,760 (17.2)	43,363 (20.9)
総数	212,925 (100.0)	207,569 (100.0)

※カッコ内の数字は%です。

新市名称候補にご意見を お聞かせ下さい

新市の名称を検討している新市建設構想小委員会では、名称候補として「鉏路市」とすることを検討しています。

この名称候補に付いて、皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

ご意見の提出は9月21日まで。ハガキ、インターネットなどで受け付けておりますので、よろしくお願ひします。(詳細は、折り込みチラシをご覧ください。)

各小委員会の紹介

合併協議会では、広範な分野にわたる協議項目を専門的に検討す

るため、8つの小委員会に分かれて協議を進めています。このうち、今号では4つの小委員会の活動状況についてご紹介します。

★新市建設構想小委員会



委員長
宮下健吉(鉏路市)



副委員長
山崎征勝(阿寒町)

合併の期日や新市の名称など合併協議の基本となる事項や、新市建設の基本方針や施策などをまとめる「新市建設計画」の検討など、新市のまちづくりに関する事項について協議をしています。宮下委員長、山崎副委員長以下14名で協議を進めています。

★行財政小委員会



委員長
千葉光雄(鉏路市)



副委員長
丸子忠(白糠町)

市役所や消防などの組織・機構や財産の取扱いに関する事項、議会議員・農業委員の取扱いや新市の「財政計画」の検討など、新市

の骨格となる行財政に関する事項についての協議をしています。千葉委員長、丸子副委員長以下12名で協議を進めています。

★住民生活小委員会



委員長
村田仁美(白糠町)



副委員長
草島守之(鉏路市)

個人住民税、固定資産税などの税金やごみ収集などの取扱いに関する事項や、自然保護、国民健康保険、交通安全対策など、広範な住民生活に関する事項についての協議をしています。村田委員長、草島副委員長以下12名で協議を進めています。

★都市環境小委員会



委員長
二瓶雄吉(鉏路市)



副委員長
中村藤雄(白糠町)

道路、河川、空港、港湾、公営住宅などの建設・管理に関する事項や、都市計画、上下水道など、都市基盤の整備などに関する事項

についての協議をしています。二瓶委員長、中村副委員長以下12名で協議を進めています。

お知らせ

● 会議資料・会議録の閲覧ができます

協議会や小委員会で配布された資料や会議録は、最寄りの市町の次の閲覧場所でご覧いただくことができます。

- ◎ 鉏路市／鉏路市役所／鉏路市役所鳥取支所・春採支所・桜ヶ岡支所・大楽毛支所／鳥取コミュニティセンター／東部地区コミュニティセンター(益浦)／中部地区コミュニティセンター(愛国)／市立図書館
- ◎ 阿寒町／阿寒町役場／阿寒町役場阿寒湖支所・布伏内支所
- ◎ 白糠町／白糠町役場／白糠町役場庶路支所
- ◎ 音別町／音別町役場

※開館時間は各所で異なりますので、詳しくは各市町までお問い合わせ下さい。